

利府町復興推進計画

平成28年10月 日
宮城県利府町

1. 計画の区域

利府町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0の激震で本町は震度6弱の地震動に襲われ、全域の建物、道路や橋梁等の都市インフラは甚大な被害を受け、さらにその直後に発生し押し寄せた大津波により、海岸地域の漁港や集落に広大かつ甚大な被害をもたらした。これらの社会基盤の被害とあわせ、本町における雇用の問題を含めた地域経済への影響も大きかった。

このような中で、地域経済基盤の復旧を進め、活力ある産業構造の構築による復興を目指すため、町民の生活に直結する飲食料品小売業の設備投資を支援することにより、本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るものである。

3. 計画目標のために推進しようとする取り組みの内容

雇用機会の創出を図ると共に、地域経済の活性化を促進するため、本町の中核的な産業である飲食料品小売業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町に新たに立地する株式会社ウジエスパー（以下「対象事業者」という。）が本町利府地区において食品スーパー・マーケットの店舗新設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における飲食料品小売業は、町内の卸売業、小売業の従業員数において約37%を占める第1位の中核的な産業である。また、対象事業者は、本事業により町内の飲食料品小売業の売上高において約16%を占める見込みとなり、50人の新規雇用を創出する予定である。

したがって、本町の中核産業である飲食料品小売業の設備投資の支援を行うことは、計画の目標に掲げた「地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

　施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

　株式会社仙台銀行

⑤特別の措置

　本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

　本事業は、本町の交通の要である県道仙台松島線沿線の利府地区へのスーパー・マーケットの新設であり、地域住民生活の利便性を高めるだけでなく、雇用機会の創出と県内広域圏からの集客が見込まれ、町内の産業振興にもつながる中核的な事業である。

　このため、当該計画の実施は、地域経済の活性化と本町の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

　本計画の作成に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取した。

　また、本町、宮城県、株式会社仙台銀行、対象事業者を構成員に含む利府町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。